

シニア向け情報

デイサービスを利用してみませんか

ところ 在宅老人デイサービスセンター（西公民館1階）
対象 次の認定を受けられた方
・要介護1・2・3
・要支援1・2

利用料

- ・自己負担金（介護度等により変わります）
- ・機能訓練等材料費（月額500円）

梅雨が明けると、本格的な夏がやつて来ます。暑い日は、どうしても家に閉じこもりがちになってしまいます。しかし、無理に外に出るのも熱中症が怖い季節です。

金婚夫婦をお祝いします

本年も、結婚生活50年の金婚夫婦をお招きし、「敬老会」でお祝いします。

金婚夫婦に該当する方

平成28年9月15日現在、本町に住所がある昭和40年9月16日から昭和41年9月15日までに結婚されたご夫婦

申込期間 8月1日(月)～31日(水)

※次号で申請手続き等の詳細をお知らせします。

問合せ先 役場住民課

内線173・174



●うちわを作りました

問合せ先 在宅老人デイサービ
スセンター ☎(443)0552

みんなで支える介護保険

介護保険制度は、社会全体で介護を支え合い、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。65歳以上の方は第1号被保険者となり、それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納付していただく必要があります。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。

介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解をお願いします。

本年度の年間保険料額について、7月に通知書を送付します。

- 保険料の納め忘れにご注意ください
- ・介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に、いつたん全額自己負担で支払ってから介護給付の9割または8割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じサービス利用料が1割または2割負担から3割負担へと変更になる場合があります。
- ・65歳になると、年金から介護保険料が徴収されますが、年

- ・65歳になると、年金から介護保険料が徴収されますが、年

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能ですが、お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場住民課

内線173・174

金からの徴収開始時期は通知書でお知らせします。それまでの期間は、納入通知書を送付しますので、忘れずに納めてください。また、条件を満たさない場合、年金から徴収できることもあります。いずれの場合も口座振替を利用すると、収め忘れがなく便利です。

- 介護保険料の納付相談を行っています。お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場 民生課
内線 115・158

対象

- 住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税の方
- 預貯金等が単身1000万円、
- 低所得者の要介護（要支援）者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について特定入所者介護（予防）サービス費が支給されます。

介護保険負担限度額認定申請を受け付けています

| 利用者負担段階 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の負担限度額 | |
|---------|--|----------|--------|--------------|----------|------|
| | ユニット型個室 | ユニット型準個室 | 従来型個室 | 多床室 | | |
| 第1段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者 | 820円 | 490円 | 490円（320円） | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方 | 820円 | 490円 | 490円（420円） | 370円 | 390円 |
| 第3段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円（820円） | 370円 | 650円 |

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※平成28年8月1日からは、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含めて判定します。

夫婦2000万円以内の方（預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など）
※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

不正行為への加算金 預貯金等の申請で不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

- ① 介護保険負担限度認定申請書
- ② 同意書
- ③ 代理申請の場合は、委任状もしくは介護保険被保険者証と印鑑
- ④ 個人番号カードまたは通知カード
- ⑤ 申請者の本人確認書類
- ⑥ 預貯金通帳等
- ⑦ 内線 115・158

問合せ先 役場 民生課
ホームページからダウンロードできます。

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受けるときは届け出が必要です

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町

村が一時的に立て替えた後で加害者へ請求することになります。

市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、4月1日から、介護保険の第一号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届け出が必要となりました。

交通事故等により要介護等の状態になつた場合や、状態が悪化した場合は、届け出をお願いします。

交通事故等により要介護等の状態になつた場合や、状態が悪化した場合は、届け出をお願いします。

内容 セミナー「脱水とは」、イベント「盆踊り」みんなで輪になって楽しく踊りましょう(予定)

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 愛の家グループホームおおはる

☎(449)6013

役場 民生課 内線115



はるちゃんカフェ (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域の方々、関係者が集まつてお話をしたり、悩みを打ち明ける場です。お茶やお菓子を食べながらほつと一息。ふらつとお好きな時間にお立ち寄りください。

とき 7月22日(金)午後1時30分

とき 総合福祉センター 1階

問合せ先

役場 民生課

内線115・158

認知症の家族の リフレッシュしよう会

認知症の方との生活で悩んでいることはありませんか。認知症の方の介護は家族にとってとても大変なことです。今ご自身が思っていることを同じ悩みを持つ方と一緒に話しませんか。一人で悩まずに、気軽にご参加ください。

とき 7月14日(木)午後1時30分

ところ 研修室

総合福祉センター 1階

申込先 地域包括支援センター

☎(442)0857

とき

総合福祉センター 1階

とき

確認じゃ! 高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

○申請期限は7月27日(水)までです

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

対象 平成27年1月1日時点で本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されていない方で、平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※平成27年1月2日より後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の被保護者となっている場合などは対象外

支給額 対象者一人につき30,000円

申請方法 支給対象と思われる方へ4月下旬に申請書等を送付しましたので、申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。給付金は、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

申請方法に関する問合せ先 役場 民生課 ☎(444)3381・3382(平日午前9時~午後5時)

制度に関する問合せ先 厚生労働省 ☎0570(037)192(平日午前9時~午後6時)

●「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください